

規制の概要

準用規定(法第22条第5項関連)

法第11条、第12条第1項及び第3項、第16条の2などの規定が毒物劇物営業者と同様に適用されます。

関連条文

法第22条(業務上取扱者の届出等)

⋮

..... 施行規則第18条の2

法第22条（業務上取扱者の届出等）

1～4 略

5 第11条、第12条第1項及び第3項、第16条の2並びに第17条第2項から第5項までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第1項に規定する者以外の者であって厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

6、7 略

施行規則第18条の2

法第22条第5項に規定する厚生労働省令で定める毒物及び劇物は、すべての毒物及び劇物とする。